2▶9 特集
10▶11 企業Report
12▶13 街かどReport
14▶17 市政レーダー
18▶19 ささやまホットステーション
20▶21 はぐくみ
22▶27 Living information Smile

計画策定の目的と背景

わたしたちの身の回りには、古墳や城跡、かやぶき民家、仏像、祭礼、町並みなどの地域の歴史や文化を物語る多種多様な文化財があります。特に、篠山市には国や県、市の指定等文化財が213件を数え、多くの文化財が保存・活用されています。

市の将来像「人・自然・文化が織りなす食と農の都～篠山の時代をつくろう～」の実現には、こういった多種多様な文化財を、市全体で総合的に把握し、一体的な保存・活用を進め、歴史・文化を活かしたまちづくりを推進することが必要でした。

そこで、市は文化庁の委託事業「文化財総合的把握モデル事業」を活用し、平成20年10月から平成23年3月までの3カ年計画で、「日本の原風景 篠山」をテーマに、篠山市歴史文化基本構想の策定作業を進めることになりました。

策定に向けた取り組み

平成20年12月に市民の皆さんをはじめ学識経験者、行政関係者17人からなる「篠山市歴史文化基本構想等策定委員会」を開催し、文化財の保存活用や文化財を活かしたまちづくりについて検討を開始しました。

まず、資料や文献、現地調査の実施とともに、自治会や篠山市出身者などを通じて「将来世代に受け継いでいきたい歴史文化まちづくり資産(※)」や「資産の保存・活用状況」などのアンケートを行い、市内の文化財を総合的に把握する調査を行いました。この結果、指定等文化財213件のほか、かやぶき民家や集落の年中行事など指定等以外の文化財4,709件を把握しました。

また、今後の保存や活用のあり方を検討するためにモデル地区を抽出し、①景観・まちづくり②建造物・町並み③農村・自然環境④民俗文化⑤文化財防災などのテーマごとの詳細調査を実施。集落単位での「歴史文化まちづくり資産集落カルテ」も作成されました。さらに、これら調査の結果や基本構想(案)の報告を行うために、シンポジウムの開催や市民説明会を行い、平成23年1月13日に同策定委員会から、「篠山市歴史文化基本構想(案)」の報告が教育委員会に行われました。

これを受けて教育委員会では、報告を尊重しながら協議を重ね、1月21日に開催しました臨時教育委員会で「篠山市歴史文化基本構想(案)」を議決。また、パブリックコメントの募集を行い、皆さんからご意見をお聴きすることとし、3月には「篠山市歴史文化基本構想」を策定します。

(※)歴史文化まちづくり資産
「日本の原風景 篠山」を構成するすべての文化財を「歴史文化まちづくり資産」として位置付けています。

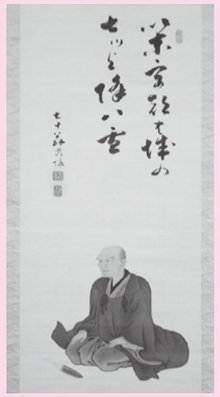

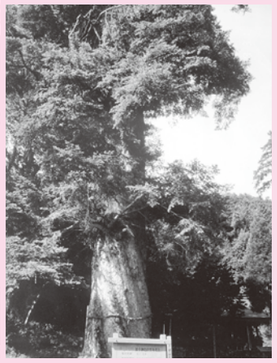

指定等文化財の件数

種別		国	県	市	陵墓参考地	合計	備考
有形文化財	建造物	34件	1件	18件		53件	
	美術工芸品	9件	11件	90件		110件	絵画、彫刻、工芸品、古文書、歴史資料、典籍、考古資料
無形文化財	演劇・音楽工芸技術等	1件				1件	
民俗文化財	無形の民俗文化財	1件	3件	6件		10件	衣食住、生業、信仰、年中行事等
	有形の民俗文化財		3件			3件	無形民俗文化財に用いられる衣服器具・家具等
記念物	遺跡	2件	3件	12件		17件	都城跡、社寺跡、古墳、旧街道等
	名勝地			1件		1件	庭園・橋梁・渓谷・山岳等
	動物・植物・地質鉱物	2件	4件	9件		15件	
伝統的建造物群	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的建造物群	1件				1件	城下町
陵墓参考他					1件	1件	
合計		50件	25件	136件	1件	212件(※)	

※指定等文化財は、これらに国指定特別天然記念物「オオサンショウウオ」(1件)を加えた合計213件

～歴史文化を活かしたまちづくりに向けて～

篠山市歴史文化基本構想(案)

市内の文化財を保存･活用し、地域活動に活かしていくことをめざした「篠山市歴史文化基本構想(案)」。

およそ3年間の審議を経て1月13日には、「篠山市歴史文化基本構想等策定委員会」から「篠山市歴史文化基本構想(案)」が、新家英生教育委員長に提出されました。

ここでは、この報告をもとに教育委員会が作成しました基本構想(案)の概要をお知らせします。

■問い合わせ　社会教育･文化財課 ☎552-5792

パブリックコメントの募集

～皆さんからのご意見をお聴きします～

提出期限　3月1日(火)【必着】

提出資格　①市内在住・在勤・在学または市内で活動・事業を営む方
②市に納税義務のある方
③「篠山市歴史文化基本構想(案)」の策定に利害のある方

閲覧場所　教育委員会社会教育・文化財課(市役所第2庁舎3階)、各支所窓口、中央図書館、篠山市民センター図書コーナで閲覧
※篠山市ホームページでもご覧になれます。

意見提出の方法　住所・氏名を記入して、次のいずれかの方法で社会教育･文化財課へ
○郵送＝〒669-2397篠山市北新町41
○FAX＝552-8015
○Eメール＝syakaikyoiku_div@city.sasayama.hyogo.jp
○直接持参＝社会教育･文化財課

提出意見の取り扱い　概要および考え方はホームページで公表します
※個別への回答は行いません。

篠山市歴史文化基本構想(案)

「日本の原風景　篠山」を将来世代に伝え、人々の心がつながった豊かな生活環境を保全するためには篠山市に存在するすべての文化財を「歴史文化まちづくり資産」としてとらえ、その価値を共有し、市民や活動団体、企業など、それぞれが主体的に身近な生活の中で保存・活用に取り組むことが求められます。

そこで、「歴史文化まちづくり資産」を地域の誇りとして守り育て、地域の活性化や持続的な発展につなげていくため、篠山市における歴史文化基本構想の基本理念を次のように設定します。

基本理念　「景(すがた)」「時(とき)」「心(こころ)」をつなぐまちづくり

「景(すがた)」をつなぐ
篠山の誇りである快適で豊かな生活を発展させるため、「歴史文化まちづくり資産」を周辺環境と一体的・総合的にとらえた「日本の原風景 篠山」を保全・育成する

「時(とき)」をつなぐ
篠山固有の歴史文化を将来世代に引き継ぐため、「歴史文化まちづくり資産」を保存し、まちづくりに活かす

「心(こころ)」をつなぐ
いきいきした地域をつくりだすため、「歴史文化まちづく資産」を大切にしてきた心を市民・行政・専門家の連携、来訪者・都市住民との協働によって育む

基本方針

①「歴史文化まちづくり資産」の適切な保存・活用を推進する
②歴史文化を活かしたまちづくりの仕組みを構築する
③制度・事業の連携による総合的な歴史文化を活かしたまちづくりを推進する

歴史文化を活かした　まちづくりへの取り組み

「歴史文化まちづくり資産集落カルテ」の活用

「歴史文化まちづくり資産」を人口や面積、歴史的背景、産業などの関連する基礎情報とともに、集落単位で整理した「歴史文化まちづくり資産集落カルテ」を今後、集落やまちづくり協議会などと連携して、より使いやすいカルテとして充実させていく。

「歴史文化まちづくりアドバイザー」制度

市民の皆さんの中から「歴史文化まちづくりアドバイザー」を育成し、登録制度を設けていくこととする。登録されたアドバイザーは、地域や学校教育への派遣などを通じて、市民主体の歴史文化を活かしたまちづくり活動を支援していく。

歴史文化を活かしたまちづくりの担い手づくり

人づくり

歴史文化に触れ合う機会の充実
行政は、「歴史文化まちづくり資産」を紹介する案内板や標識、施設などの整備を進めるとともに、「資産」を身近に体験するイベントや講座を継続的に開催する。

学校教育や生涯学習との連携
市民の皆さんへの学習・技術的支援を充実させ、歴史文化を活かしたまちづくりのリーダーを養成し、登録を推進する。

組織づくり

市民による歴史文化を活かしたまちづくりのための組織づくり
行政は、市民団体の活動支援の充実を図り、「歴史文化まちづくりアドバイザー」の派遣などで、新たなまちづくりの芽を育成する。

各種団体相互の情報交流・ネットワークの形成
行政は、「歴史文化まちづくり資産」の一体的な保存・活用を図るため、各種団体相互の情報交流やネットワークの形成を進める。

教育プログラムづくり

郷土を愛して誇りに思うカリキュラムづくり
「篠山たんけんはっけん歴史マップ」の作成など、楽しみながら歴史文化を学べるカリキュラムづくりを進める。

副読本の作成と総合的な学習の時間などの活用
行政は、副読本の作成を進め、歴史文化教育を推進する。また、総合的な学習の時間などを活用し、世代間交流による歴史文化の伝承を図る。

歴史文化を活かしたまちづくりの仕組みの構築

各主体の役割

歴史文化を活かしたまちづくりに係る各主体がそれぞれの役割を認識し、自ら行動するとともに、連携して歴史文化を活かしたまちづくりに取り組む。

市民等の役割
～一人ひとりが主体となり、自ら学び、実践する～

行政の役割
～市民の皆さんなどによる活動を支援し、先導する～

専門家の役割
～人材を育成し、歴史文化を活かしたまちづくりを誘導する～

暮らしに息づく「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用

「歴史文化まちづくり資産」を発見し、認識する

市民等の役割 「歴史文化まちづくり資産」が市民共有の財産であることを認識し、研究者などの協力のもと、「資産」の調査や記録作成を進める。

行政の役割 市民の皆さんなどとともに、集落やまちづくり協議会単位で、新たな「資産」の発掘調査を実施する。

「歴史文化まちづくり資産」について学び、考える

市民等の役割 行政が設ける講座などへの参加を通じて、「歴史文化まちづくり資産」を、自ら学び、考える。

行政の役割 「歴史文化まちづくりアドバイザー」を養成し、派遣などを通じて、市民の皆さんなどが「歴史文化まちづくり資産」を学び、語り合える場を提供する。

「歴史文化まちづくり資産」を守り、活かす

市民等の役割 自らが「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用の主体として、まちづくりに参画する。

行政の役割 文化的な価値の高い「資産」、景観上重要な「資産」は、制度的に保存を支援する。併せて、災害に対する予防施策を市民の皆さんなどと協働で進める。